

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照表

目次

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）	【第一条関係】	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	【第二条関係】	11
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）	【第三条関係】	13
○ 国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）	【第三条関係】	14
○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	【第三条関係】	16
○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）	【第四条関係】	17
○ 小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百二十二号）	【第五条関係】	18
○ 国際連合平和維持活動等に対する協力をに関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）	【第六条関係】	19
○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）	【第七条関係】	21
○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）	【第八条関係】	22
○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）	【第九条関係】	23
○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）	【第十条関係】	26
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）	【第十一条関係】	29
○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）	【第十二条関係】	30
○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）	【第十三条関係】	32

改正案	現行
<p>（法第十九条の七第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。以下同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。</p> <p>、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、出入国在留管理庁長官に伝達するものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（登録支援機関の登録の申請に係る手数料の額）</p> <p>第四条 法第十九条の二十三第三項の規定により納付しなければならない</p>	<p>（法第十九条の七第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二条 市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）の長は、法第十九条の七第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）、法第十九条の八第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は法第十九条の九第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。以下同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を含む。</p> <p>、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（新設）</p>

手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法第十九条の二十三第一項の登録を受けようとする者 二万八千四百円

二 法第十九条の二十三第一項の登録の更新を受けようとする者 一万千円

(法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第五条 法第十九条の二十六第一項第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 第一百七十七条(船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号) 第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。) 第四十条第一項の規定により適用される場合を含む。)、 第一百八条第一項(労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、 第一百十九条(第一号(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))及び第一百二十条(第一号(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定

二 船員法(昭和二十二年法律第百号) 第二百二十九条(同法第八十五条

(新設)

- 第一項の規定に係る部分に限る。）、第三百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第三百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第六十三条、第六十四條、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百十一条から第百十五条までの規定
- 五 最低賃金法（昭和三十四年法律第三百七十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 六 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 七 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 八 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）

第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定

九 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

十一 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定

十二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定

十三 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十四 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百九条から第三百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定

（審査請求に関する技術的読替え等）

（審査請求に関する技術的読替え等）

第六条 (略)

2 (略)

(法第六十一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級)

第七条 (略)

(削る)

(法第六十一条の八の二の政令で定める事由等)

第八条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第十一条並びに第十二条第一項及び第三項並びに同令第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由(住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。)とする。

2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)をしたことを出入国在留管理庁長官に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載

第三条の二 (略)

2 (略)

(法第六十一条の三の二第五項の政令で定める入国警備官の階級)

第四条 (略)

(法第六十一条の八第一項の政令で定める法務省の内部部局)

第五条 法第六十一条の八第一項の政令で定める法務省の内部部局として置かれる局は、入国管理局とする。

(法第六十一条の八の二の政令で定める事由等)

第六条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第十一条、第十二条第一項及び第三項並びに第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項に定める事由(住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由にあつては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載の修正に係るものに限る。)とする。

2 市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」という。)に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正(以下「記載等」という。)をしたことを法務大臣に通知するときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及び当該記載等に係る第五

等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。

一〇七 (略)

八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は同令第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日

イ 二 (略)

3 前項の規定による通知は、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

(在留資格の変更の許可等に係る手数料の額)

第九条 法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇七 (略)

八 就労資格証明書の交付 千二百円

九 在留カードの交付 千六百元

十 (略)

号から第八号までに掲げる事項を通知するものとする。

一〇七 (略)

八 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は第三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、次のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代え、当該イからニまでに定める年月日

イ 二 (略)

3 前項の規定による通知は、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。

(手数料の額)

第七条 法第六十七条から第六十八条までの規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる許可又は交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇七 (略)

八 就労資格証明書の交付 九百円

九 在留カードの交付 千三百円

十 (略)

(権限の委任)

第十条 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。
ただし、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

(新設)

- 一 法第五条第二項に規定する権限
- 二 法第五条の二に規定する権限
- 三 法第七条の二第一項に規定する権限
- 四 法第十一条第一項から第三項までに規定する権限
- 五 法第十二条第一項に規定する権限
- 六 法第二十条第二項から第四項までに規定する権限
- 七 法第二十一条第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する法第二十条第四項に規定する権限
- 八 法第二十二条第一項から第三項までに規定する権限
- 九 法第二十二条の二第二項、同条第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項並びに法第二十二条の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項までに規定する権限
- 十 法第二十二條の三において準用する次に掲げる規定に規定する権限
 - イ 法第二十二條の二第二項
 - ロ 法第二十二條の二第三項において準用する法第二十条第三項本文及び第四項
 - ハ 法第二十二條の二第四項において準用する法第二十二條第一項から第三項まで
 - ニ 法第二十二條の四第一項から第三項まで及び第五項から第九項までに規定する権限

十二 法第四十九条第一項から第三項までに規定する権限

十三 法第五十条第一項及び第二項に規定する権限

十四 法第六十一条の二に規定する権限

十五 法第六十一条の二の二第一項から第三項まで及び第五項に規定する権限

十六 法第六十一条の二の三に規定する権限

十七 法第六十一条の二の四第一項から第三項まで及び第四項前段並びに同項後段において準用する同条第二項に規定する権限

十八 法第六十一条の二の五に規定する権限

十九 法第六十一条の二の七第一項及び第二項に規定する権限

二十 法第六十一条の二の八第一項並びに同条第二項において準用する法第二十二條の四第二項、第三項及び第五項から第九項まで（第七項ただし書を除く。）に規定する権限

二十一 法第六十一条の二の十一に規定する権限

二十二 法第六十一条の二の十四第一項及び第三項に規定する権限

（事務の区分）

第十一条（略）

附則

（登録証明書を所持する中長期在留者等に係る経過措置）

第六条（削る）

（事務の区分）

第八条（略）

附則

（登録証明書を所持する中長期在留者等に係る経過措置）

第六条 市町村の長が、改正法附則第十五条第一項の規定により在留カードとみなされる登録証明書を所持する中長期在留者に係る住民票の記載

市町村の長が、改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）とみなされる登録証明書を所持する特別永住者に係る住民票の記載等について、第六条第二項の規定により出入国在留管理庁長官に通知する場合における同項の適用については、同項第四号中「特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

（削る）

等について、第六条第二項の規定により法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第三号中「在留カードの番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

2 市町村の長が、改正法附則第二十八条第一項の規定により特別永住者証明書（特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）とみなされる登録証明書を所持する特別永住者に係る住民票の記載等について、第六条第二項の規定により法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第四号中「特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号」とあるのは、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に規定する外国人登録証明書の登録番号」とする。

（住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第五条第一項の届出を行つた外国人住民に係る経過措置）

第七条 市町村の長が、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第五条第一項の規定による届出に基づき行つた外国人住民に係る住民票の記載について、第六条第二項の規定により

法務大臣に通知する場合における同項の適用については、同項第七号に掲げる事項に代えて、当該記載が同法附則第五条第一項の規定による届出に基づくものであること及び当該届出の年月日を通知するものとする。

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
政令	（略）	政令	（略）
<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）</p>	<p>（略）</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（第一条及び第二条、第二十三条第一項、同条第二項において準用する同条第一条及び第二条、第二十四条第一項から第三項まで、同条第五項において準用する同条第一条及び第二条並びに第二十六条に</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（第一条及び第二条、第二十三条第一項、同条第二項において準用する同条第一条及び第二条、第二十四条第一項から第三項まで、同条第五項において準用する同条第一条及び第二条並びに第二十六条に</p>	<p>（略）</p>

(略)	
(略)	<p>において準用する同令第四条の規定により市町村が処理することとされている事務</p>
(略)	
(略)	<p>規定により市町村が処理することとされている事務</p>

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>2 刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所については、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十五第一項並びに第三十条の十六第二項の規定は、適用しない。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（職員）</p> <p>第二条 法第二条第二号イに規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者は、次に掲げる者のうち、各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。</p> <p>一 次に掲げる官署に勤務する者のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院並びに入国者収容所及び地方出入国在留管理局</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（無料宿舎を貸与する者の範囲）</p> <p>第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。</p>	<p>（職員）</p> <p>第二条 法第二条第二号イに規定する短時間勤務の官職を占める者で政令で定める者は、次に掲げる者のうち、各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。</p> <p>一 次に掲げる官署に勤務する者のうち、本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事するために当該官署の構内又はこれに隣接する場所に居住する必要がある者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院並びに入国者収容所及び地方入国管理局</p> <p>ハ・ニ （略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（無料宿舎を貸与する者の範囲）</p> <p>第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者として各省各庁の長が財務大臣に協議して指定する者とする。</p>

一 次に掲げる官署に勤務する職員のうち、本来の職務に伴つて、通常
の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤
務に従事するために当該官署の構内又はこれに近接する場所（ロ、ハ
又はへに掲げる官署に勤務する職員にあつては、隣接する場所）に居
住する必要がある者

イ (略)

ロ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導
院並びに入国者収容所及び地方出入国在留管理局

ハ～ヘ (略)

二～四 (略)

一 次に掲げる官署に勤務する職員のうち、本来の職務に伴つて、通常
の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤
務に従事するために当該官署の構内又はこれに近接する場所（ロ、ハ
又はへに掲げる官署に勤務する職員にあつては、隣接する場所）に居
住する必要がある者

イ (略)

ロ 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導
院並びに入国者収容所及び地方入国管理局

ハ～ヘ (略)

二～四 (略)

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）【第三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 入国者収容所又は地方出入国在留管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの</p> <p>六～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 入国者収容所又は地方入国管理局において使用する自動車のうち、容疑者の収容又は被収容者の警備のため使用するもの</p> <p>六～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○ 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）【第四条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知の方法）</p> <p>第三十条の三十 法第三十条の五十の規定による通知は、出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。</p>	<p>（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知の方法）</p> <p>第三十条の三十 法第三十条の五十の規定による通知は、法務大臣の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機に送信する方法その他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。</p>

○ 小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百十二号）【第五条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（小笠原総合事務所の事務等）</p> <p>第九条 法第二十六条第二項の政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務は、次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務とする。ただし、第一号に掲げる地方支分部局に係る事務にあつては、出張所において所掌することとされている事務に限る。</p> <p>一 地方出入国在留管理局</p> <p>二 四 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（小笠原総合事務所の事務等）</p> <p>第九条 法第二十六条第二項の政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務は、次に掲げる地方支分部局において所掌することとされている事務とする。ただし、第一号に掲げる地方支分部局に係る事務にあつては、出張所において所掌することとされている事務に限る。</p> <p>一 地方入国管理局</p> <p>二 四 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）【第六条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>別表（第一条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 出入国在留管理庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省</p>
現行	<p>別表（第一条関係）</p> <p>内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁 文化庁 厚生労働省 農林水産省</p>

林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
観光庁
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁

林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
国土交通省
観光庁
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁

○ 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）【第七条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 出入国在留管理庁</p> <p>九 二十九 （略）</p>	<p>重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>八 （新設） 二十八 （略）</p>

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）
 【第八条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 出入国在留管理庁</p> <p>十 三十二 （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 三十一 （略）</p>

○ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）【第九条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 市町村の長は、法第七条第二項又は第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により特別永住者証明書を交付したときは、その旨、交付年月日及び当該特別永住者証明書の番号を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知は、<u>出入国在留管理庁長官</u>が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて<u>出入国在留管理庁長官</u>の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により行うものとする。</p> <p>（法第十条第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第三条 市町村の長は、法第十条第一項の規定による届出（同条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は同条第二項の規定による届出（同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があったときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、<u>出入国在留管理庁長官</u>が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて<u>出入国在留管理庁長官</u>の使用に係る電子計算機に送信</p>	<p>第二条 市町村の長は、法第七条第二項又は第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により特別永住者証明書を交付したときは、その旨、交付年月日及び当該特別永住者証明書の番号を<u>法務大臣</u>に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知は、<u>法務大臣</u>が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて<u>法務大臣</u>の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により行うものとする。</p> <p>（法第十条第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第三条 市町村の長は、法第十条第一項の規定による届出（同条第四項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）又は同条第二項の規定による届出（同条第五項の規定により同条第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下同じ。）があったときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、<u>法務大臣</u>が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて<u>法務大臣</u>の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令</p>

する方法その他の法務省令で定める方法により、出入国在留管理庁長官に伝達するものとする。

一〇六 (略)

(法第十一条第一項の届出等の經由に係る市町村の事務)

第五条 市町村の長は、法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請があったときは、法務省令で定めるところにより、当該届出又は申請に当たつて特別永住者から提示された書類の写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

(特別永住者証明書の汚損等を知った場合の市町村の事務)

第六条 市町村の長は、特別永住者が、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は法第八条第五項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持することを知ったとき(当該特別永住者が法第十四条第一項の規定による申請をするときを除く。)は、速やかに、その旨及び当該特別永住者に係る次に掲げる事項を出入国在留管理庁長官に書面で通知するとともに、当該特別永住者証明書の状態に関する資料を出入国在留管理庁長官に送付するものとする。

一〇二 (略)

(手数料の額)

で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。

一〇六 (略)

(法第十一条第一項の届出等の經由に係る市町村の事務)

第五条 市町村の長は、法第十一条第一項の規定による届出又は法第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第十四条第一項若しくは第三項の規定による申請があったときは、法務省令で定めるところにより、当該届出又は申請に当たつて特別永住者から提示された書類の写しを作成し、当該写しを法務大臣に送付するものとする。

(特別永住者証明書の汚損等を知った場合の市町村の事務)

第六条 市町村の長は、特別永住者が、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は法第八条第五項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持することを知ったとき(当該特別永住者が法第十四条第一項の規定による申請をするときを除く。)は、速やかに、その旨及び当該特別永住者に係る次に掲げる事項を法務大臣に書面で通知するとともに、当該特別永住者証明書の状態に関する資料を法務大臣に送付するものとする。

一〇二 (略)

(手数料の額)

第七条 法第十四条第五項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、千六百円とする。

第七条 法第十四条第五項の規定により納付しなければならない特別永住者証明書の交付についての手数料の額は、千三百円とする。

○ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）【第十条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（改正法附則第二十八条第三項の申請があつた場合等の手続）</p> <p>第二十三条 市町村の長は、改正法附則第二十八条第三項の規定による申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、当該申請に当たつて特別永住者から提示された書類の写しを作成し、当該写しを出入国在留管理庁長官に送付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（改正法附則第三十条第一項の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二十五条 市町村の長は、改正法附則第三十条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、出入国在留管理庁長官が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、出入国在留管理庁長官に伝達するものとする。</p>	<p>（改正法附則第二十八条第三項の申請があつた場合等の手続）</p> <p>第二十三条 前条第一項の規定は、改正法附則第二十八条第三項の規定による申請があつた場合に準用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（改正法附則第三十条第一項等の届出の經由に係る市町村の事務）</p> <p>第二十五条 市町村の長は、改正法附則第三十条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出（同条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条において同じ。）があつたときは、当該届出に係る次に掲げる事項を、法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機（入出力装置を含む。）から電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法その他の法務省令で定める方法により、法務大臣に伝達するものとする。</p>

一〇三 (略)

四 当該届出が改正法附則第三十条第一項の規定による届出であること。ただし、改正法附則第三十条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合は、当該届出が住民基本台帳法第三十条の四十六の規定によるものであること。

五 改正法附則第三十条第一項の規定による届出があつた場合であつて当該届出をした特別永住者が同項第二号又は第四号に掲げる場合に該当するときにおける住居地を定めた年月日

(事務の区分)

第二十七条 第十六条、第十七条、第十九条において準用する入管法施行令第三条、第二十二條第一項(第二十四條第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第二項から第四項まで、同条第五項において準用する特例法施行令第一条及び第二条、第二十三條第一項、同条第二項において準用する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四條第一項から第三項まで、同条第五項において準用する特例法施行令第一条及び第二条並びに前条において準用する特例法施行令第四条の規定により市町

一〇三 (略)

四 当該届出が改正法附則第三十条第一項の規定による届出又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出のいずれであるかの別。ただし、改正法附則第三十条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合又は改正法附則第三十一条第三項の規定により同条第一項の規定による届出とみなされる届出があつた場合は、当該届出が住民基本台帳法第三十条の四十六の規定によるものであること。

五 改正法附則第三十条第一項の規定による届出があつた場合であつて当該届出をした特別永住者が同項第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当するとき又は改正法附則第三十一条第一項の規定による届出があつた場合であつて当該届出をした特別永住者が改正法附則第二十九条第三項の規定により特別永住者証明書の交付を受けた日に住居地がないものであつたときにおける住居地を定めた年月日

(事務の区分)

第二十七条 第十六条、第十七条、第十九条において準用する入管法施行令第三条、第二十二條第一項(第二十三條第一項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)、第二十二條第二項から第四項まで、同条第五項及び第二十三條第二項において準用する特例法施行令第一条及び第二条、第二十四條第一項から第三項まで、同条第五項において準用する特例法施行令第一条及び第二条並びに前条において準用する特例法施行令第四条の規定により市町村が処理することとされている事務は

村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）【第十一条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 出入国在留管理庁</p> <p>十 三十一 （略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第二条 法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 地方出入国在留管理局</p> <p>八 三十 （略）</p>	<p>（指定行政機関）</p> <p>第一条 新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第 二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 三十 （略）</p> <p>（指定地方行政機関）</p> <p>第二条 法第二条第五号の政令で定める国の地方行政機関は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 地方入国管理局</p> <p>八 三十 （略）</p>

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第三百三十六号）【第十二条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第一百八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第二百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七</p>	<p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第一百八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第一百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）及び第二百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定</p> <p>二〇四（略）</p> <p>五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七</p>

十一條の三、第七十一條の四、第七十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定六〇十五（略）

（地方運輸局長等への権限の委任）

第五條 国土交通大臣は、法第四百四條第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者（法第三十五條第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。）に係る事業所その他団体監理型技能実習（法第二條第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。）に係る場所（次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。）の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2（略）

（出入国在留管理庁長官への権限の委任）

第六條 次に掲げる法務大臣の権限は、出入国在留管理庁長官に委任する。ただし、法務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

- 一 法第十三條第一項に規定する権限
- 二 法第三十五條第一項に規定する権限
- 三 法第三十六條第一項に規定する権限
- 四 法第三十七條第三項に規定する権限

十三條の二、第七十三條の四から第七十四條の六の三まで、第七十四條の八及び第七十六條の二の規定六〇十五（略）

（地方運輸局長等への権限の委任）

第五條 国土交通大臣は、法第四百四條第一項の規定により委任された権限を、団体監理型技能実習関係者（法第三十五條第一項に規定する団体監理型技能実習関係者をいう。）に係る事業所その他団体監理型技能実習（法第二條第四項に規定する団体監理型技能実習をいう。）に係る場所（次項において「団体監理型技能実習関係者の事務所等」という。）の所在地を管轄する地方運輸局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

2（略）

（新設）

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）【第十三条関係】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>内閣府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 検察庁 出入国在留管理庁 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁</p>
現行	<p>別表第一（第二条関係）</p> <p>内閣府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 検察庁 公安審査委員会 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 スポーツ庁</p>

文化庁
厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
中小企業庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁
会計検査院

文化庁
厚生労働省
農林水産省
林野庁
水産庁
経済産業省
資源エネルギー庁
中小企業庁
国土交通省
気象庁
海上保安庁
環境省
原子力規制委員会
防衛省
防衛装備庁
会計検査院